

29 寄附行為改正に関する申請（昭和十三年八月）

（欄外注記1）

		案起 昭和十三年五月二十四日	案起 昭和十三年八月六日
学務部長（関口印）	主任（阿部印）	学務部長	主任（阿部印）
学務課長（久尾印）（大谷印）		学務課長（久尾印）（大谷印）	
進	達	下	付
寄附行為認可申請並証明書 下附願ニ関スル件	同上ニ対スル指令 東專四一五号		
法人中央大学	昭和十三年八月四日		
右第三式経由印ヲ捺シ文部省 へ進達可然哉	認可		
右第四式経由印ヲ捺シ上記学校へ送付可然哉			

東專四五号

## 中央大学

第一条 本法人ハ法律、政治、経済、商業ニ関スル教育事業ヲ行フヲ以テ目的トス

昭和十三年五月十九日附申請寄附行為中変更ノ件認可ス

昭和十三年八月四日

文部大臣男爵 荒木貞夫

二、中央大学専門部  
三、中央大学予科

## 四、中央大学商業学校

第三条 本法人ハ之ヲ財團法人中央大学ト称ス

第四条 本法人ノ事務所ハ之ヲ東京市神田区駿河台三丁目九番

地ノ四ニ置ク

第五条 本法人ノ財産ハ寄附行為者ノ寄附財産、将来寄附ニ係

ル財産、事業ノ經營ニ因リ生スル収入、雜収入並前記財産ヨ

リ生スル果実ヨリ成ル

第六条 前条ノ財産中別紙目録ニ掲ケタル財産ヲ基本財産（資

産）ト為ス

将来基本財産トシテ寄附セラレタル財産、歳計剩余金又ハ其ノ他ノ財産中理事会及評議会ニ於テ基本財産中ニ編入スルコトヲ決議シタル財産亦前項ニ同シ

本法人寄附行為別紙ノ如ク改正致シ度候ニ付御認可相成度改正理由書、評議会決議録抄本、大正八年五月寄附行為第十八条、右評議員補欠選挙ニ依リ選任セラレタル者、財産目録相添ヘ此段及申請候也

昭和十三年五月十九日

財團法人中央大学理事

学長 林 賴三郎

文部大臣侯爵 木戸幸一殿

財團法人中央大学寄附行為

(欄外注記3)

## 進達願

本財團法人寄附行為改正認可申請別紙主務省へ御進達相成度候

昭和十三年五月十九日

東京市神田区駿河台三丁目九番地

財團法人中央大学理學長 林 賴三郎印

東京府知事館 哲二殿

財團法人中央大学寄附行為改正認可申請

本法人寄附行為別紙ノ如ク改正致シ度候ニ付御認可相成度改正

理由書、評議会決議録抄本、大正八年五月寄附行為第十八条、

右評議員補欠選挙ニ依リ選任セラレタル者、財産目録相添ヘ此

段及申請候也

昭和十三年五月十九日

財團法人中央大学理事

学長 林 賴三郎

文部大臣侯爵 木戸幸一殿

第八条 本法人ノ經營スル事業ノ経費ハ基本財産ヨリ生スル收入、学生生徒ノ入学金及授業料並雜収入ヲ以テ之ヲ支弁ス

第九条 本法人ノ毎事業年度ノ予算ハ評議会ノ決議ヲ以テ之ヲ

定ム

毎事業年度ノ決算ハ評議会ノ承認ヲ経ルコトヲ要ス

第十一条 本法人ノ事業年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十  
一日ニ終ルモノトス

第十二条 本法人ニ理事三名以上七名以下監事二名以上三名以  
下ヲ置ク

第十三条 理事及監事ハ評議員中ヨリ評議会之ヲ選任ス

第十四条 理事ハ本法人ノ財産一切ヲ管理シ理事会ノ決議ニ依  
リ法人ノ事務ヲ執行ス

第十五条 本法人ニ理事長ヲ置キ理事会ニ於テ互選ス

理事長ハ本法人ノ事務ヲ統轄シ本法人ヲ代表ス

理事長ハ本法人ノ經營スル大学ノ学長及専門部代表ヲ兼ルモ  
ノトス

第十六条 理事及監事ノ任期ハ三年トス但シ補欠ノ為メ選任セ  
ラレタル者ノ任期ハ前任者ノ残期間トス

第十七条 本法人ニ評議会ヲ置キ百名以内ノ評議員ヲ以テ之ヲ  
組織ス

第十八条 本財團法人設立ノ際ニ於ケル評議員ハ左ノ如シ  
右評議員補欠選挙ニ依リ選任セラレタル者（省略）

大正八年五月寄附行為第十八条（条文省略）

一、大正八年五月附寄行為第十八条ニ定メラレタル者及從  
来其ノ補欠選挙ニ依リ選任セラレタル者

二、評議会ニ於テ選任セラレタル者

三、学部長、予科長及事務部長ノ職ニ在ル者

第十九条 前条ニ掲タル評議員ノ任期ハ三年トス但シ理事又ハ  
監事在任者ハ其任期満了ニ至ル迄之ヲ延長ス

第二十条 已ムヲ得サル理由アルトキハ評議会ハ評議員ノ四分  
ノ三以上ノ同意ヲ得テ理事、監事又ハ評議員ヲ解任スルコト  
ヲ得

第二十一条 理事長ハ評議会ヲ招集シ且其ノ会長ト為ル但シ理  
事長事故アルトキハ他ノ理事之ヲ代理ス

第二十二条 評議会ノ通常決議ハ評議員ノ過半数出席シ、出席  
評議員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス、可否同数ナルトキハ会長ノ  
決スル所ニ依ル

第二十三条 評議員ハ書面ニ依リ又ハ他ノ評議員ニ委任シテ表  
決ヲ為スコトヲ得

第二十四条 本財團法人ノ寄附行為ハ評議員四分ノ三以上ノ同  
意ニ依ル評議会ノ決議ヲ經主務官庁ノ認可ヲ得テ之ヲ変更ス  
ラレタル者ノ任期ハ前任者ノ残期間トス

ルコトヲ得

参考

大正八年五月寄附行為第十八条（条文省略）

右評議員補欠選挙ニ依リ選任セラレタル者（省略）

大正八年五月寄附行為第十八条

伊藤悌治 石山弥平 馬場憲治 原嘉道 花井卓蔵 男爵穂  
積陳重 岡野敬次郎 金井延 中橋徳五郎 植村俊平 ト部  
喜太郎 久米良作 増島六一郎 松本烝治 藤田隆三郎 江  
木衷 永滝久吉 佐藤正之 三宅碩夫 美濃部達吉 土方寧  
上ノ同意ヲ要スルモノトス

元田肇 森本邦治郎 塩谷恒太郎 田中隆三 岸清一 宮岡

恒次郎 太田資時 岡松參太郎 立作太郎 青山衆司 磯谷

幸次郎 池田寅二郎 片山義勝 二上兵治 桑田熊蔵 西川

一男 馬場鎌一 須賀喜三郎 牧野菊之助 鳩山秀夫 富田

勇太郎 穂積重遠 伊藤秀雄 渡辺勘十郎 小松林藏 荒井

操 柄瀬軍之佐 稲田周之助 井上八重吉 大場茂馬 小倉

敬止 中山佐市 中村啓次郎 指田義雄 佐藤博愛 執行軌

正 石原毛登馬 浜田国松 大田黒英記 田中文蔵 武田明

三浦大五郎 木下謙次郎 若尾璋八 横田千之助 小野瀬不

二人 川久保源治 新井要太郎 高野金重 林頼三郎 河野

秀男 山田三郎 加瀬禱逸 池原鹿之助 飯田延太郎 堀江

専一郎 前田米蔵 坂本弥一郎

右評議員補欠選挙ニ依リ選任セラレタル者

青木信光 天野徳也 有賀光豊 佐竹三吾 高窪喜八郎 二

神駿吉 堀竹雄 前田直之助 村田不二三 吉田久

人ノ財政的基礎ヲ強固ニセントスルニ在リ

一、改正案第八条ハ現行寄附行為第四条第二項ト同一趣旨ニシ  
テ一二文字ヲ修正シタルニ過キス

一、改正案第九条ハ現行寄附行為第十四条ニ同シ

一、改正案第十条ハ新タニ会計年度ノ終始期ヲ定メタルモノナ  
リ

一、改正案第十一條ハ理事監事ノ定員ヲ定ムルヲ相当ト認メ現  
行寄附行為第六条及第八条ヲ修正シタルモノナリ

一、改正案第十二条ハ現行寄附行為第六条及第八条ノ趣旨ニ同  
シテ日常事務ノ簡捷ヲ図リタルモノナリ

一、改正案第十三条ハ現行寄附行為第七条ヲ修正シタルモノニ  
シテ学長及専門部代表ハ本法人ノ經營スル学校ノ重要ナル職  
ナルヲ以テ理事長ノ兼務トナセルモノナリ

一、改正案第十五条ハ現行寄附行為第九条ニ同シ

一、改正案第十六条ハ現行寄附行為第十条ニ同シ

一、改正案第十七条ハ現行寄附行為第十条ノ二ニ同シ

一、改正案第十八条ハ現行寄附行為第七条ノ三第一項ニ同シ

一、改正案第十九条ハ現行寄附行為第十条ノ三第二項ニ同シ

一、改正案第三条及第四条ハ現行寄附行為第二条及第三条ニ同  
シ

一、改正案第五条第六条及第七条ハ本法人ノ財産ヲ分チテ通常  
財産ト基本財産ニ区別シ基本財産ノ範囲ヲ明カニシ以テ本法

ノナリ

一、改正案第二十二条ハ現行寄附行為第十二条ニ同シ

一、改正案第二十三条ハ現行寄附行為第十三条ニ同シ  
一、改正案第二十四条ハ現行寄附行為附則第十六条ノ字句ヲ修

正シタルモノナリ

一、現行寄附行為第十五条ハ事務処理ノ繁ヲ省ク為メ之ヲ削除  
シタリ

財團法人中央大学基本財産（資産）目録

建物	土地		
	校舎敷地	講堂及教室敷地	図書館敷地
校舎	一、八〇〇坪	一、〇九七・八七坪	三四七・〇八坪
地階付三階建	一・九七・九三坪	九・九二一坪	五・五九三坪
鉄筋コンクリート	一、九六・八六七坪	二、九二・〇〇〇坪	一、三七・七九二坪
及教室	延坪	延坪	延坪
講堂	延坪	延坪	延坪
及教室	延坪	延坪	延坪
図書館	延坪	延坪	延坪
建雜物種	延坪	延坪	延坪
一部木造二階建	延坪	延坪	延坪
一部平家建	延坪	延坪	延坪
鉄筋コンクリート	延坪	延坪	延坪
地階付三階建	延坪	延坪	延坪
木造平家建	延坪	延坪	延坪
計	延坪	延坪	延坪
額面	一八,四〇〇円	文部省供託	八四〇円
有効証券	一七,五八三・〇〇		文部省供託
帝国四分利公債		英貨四分利公債	三五〇磅
		仮貸四分利公債	"
		帝国四分利公債	一、六七〇,000法
		"	"
		一、〇〇〇・〇〇円	警視庁供託
		一、〇〇〇・〇〇	三菱銀行保護預
		一、〇〇〇・〇〇	一、五九〇・〇〇
		一〇〇,000円	日本銀行登録
		一〇〇,000円	一〇一、九四〇・〇〇
米貨六分半利公債	"	"	三〇,000弗
計		三〇,000弗	一九六、六七〇・五〇
			一四四、三三一・七一

評議会決議録抄本

昭和十三年二月二十三日午後五時ヨリ麹町区丸ノ内常盤家ニ於テ中央大学定期評議会ヲ開催左記事項ヲ決議シ午後六時散会ス  
当日出席シタル評議員ハ九十三名中天野徳也外三十六名委任者  
四十二名ナリ

学長原嘉道司会席ニツキ開会

一、寄附行為改正ノ件

改正理由（別紙）  
一、昭和十三年予算案之件（省略）

美濃部達吉氏ト山田理事トノ間ニ質疑応答アリ、野村嘉六氏ノ賛成意見アリ満場一致異議ナク可決ス

昭和十三年二月二十三日

決議録署名者

森田 實

昭和十三年五月十五日午後四時三十分ヨリ麹町区日本工業俱楽

評議会決議録抄本

帝国五分利公債	八四〇円	文部省供託	八四〇円
英貨四分利公債	"	"	"
仮貸四分利公債	"	"	"
帝国四分利公債	一、六七〇,000法	一、六七〇,000法	"
"	"	"	"
一、〇〇〇・〇〇円	警視庁供託	一、〇〇〇・〇〇	一、五九〇・〇〇
一、〇〇〇・〇〇	三菱銀行保護預	一、〇〇〇・〇〇	一、五九〇・〇〇
一〇〇,000円	日本銀行登録	一〇一、九四〇・〇〇	一〇一、九四〇・〇〇
一〇〇,000円	三〇,000弗	一九六、六七〇・五〇	一九六、六七〇・五〇
		一四四、三三一・七一	一四四、三三一・七一

部ニ於テ中央大学定期評議会ヲ開催左記事項ヲ決議シ午後六時

散会ス

当日出席シタル評議員ハ九十二名中天野徳也外三十九名委任者三十七名ナリ

学長林頼三郎司会席ニツキ開会

一、昭和十二年度決算之件

一、理事監事補充之件（省略）

（前略）夫レカラ一言御参考迄ニ申述ヘテ置キ度イノハ基本財産ノ件テアリマス

本大学ノ基本財産ハ從来ノ登記面テハ五万円トナツテ居リマス

今回之ヲ総額二百七十五万八千百二十八円二十五錢ト致シマシタ

其ノ内訳ヲ申述ヘマスレハ

土 地	九十九万九千二百九十参円
建 物	百壱万四千五百十二円五十四錢
有価証券	七十四万四千三百二十二円七十壹錢

テアリマス

從来ヨリ度々資産登記ノ変更ヲ希図シタノテアリマシタカ從来

ノ寄附行為ノ文言テハ聊カ具合カ悪カツタノテ先般寄附行為改

正ヲ御協議願フ事トシマシタノテ茲ニ基本財産ノ數額ヲ決定致

シマシテ從来ノ登記ヲ変更致シ度イト考ヘテ居リマス勿論基本

財産ノ変更アル毎ニ年々登記ノ変更ヲ致シテ行キ度イト考ヘテ

居ル次第アリマス

基本財産ノ資源ハ左記ノ通り振替ニヨリタルモノテアリマス

### 從來ノ貸借対照表中

建物補修基金 拾五万二千円

維持資金 拾二万八千二百円

基金寄附金 七千四百六十参円〇八

創立五十週年紀念事業寄附金 二万五千九百九十六円五〇

十二年度剩余额 拾八万円

其他財産從来残金ト称スルモノ 二百二十六万四千四百六十

八円六七

満場一致異議ナク可決ス

昭和十三年五月十五日

決議録署名者

森田 實

寄附行為改正認可証明書下附願

(欄外注記4) 別紙財團法人中央大学寄附行為改正御認可候上ハ登記手続上必  
要有之候間右認可証明書御下附被下度此段及御願候

昭和十三年五月十九日

財團法人中央大学理事

文部大臣侯爵 木戸幸一殿

学長 林 頼三郎

(欄外注記1)

「收受實學第五七九二号」「判決五月二十五日」「施行五月二十  
五日」

(欄外注記2)  
「法人記入済」「完結」

(欄外注記3)

「東京府收受・昭和十三年五月二十一日・寅学第五七九二号」

(欄外注記4)

「八月六日文部省へ照会セシ處証明願ニ付テハ文部省ト學校□

□□必要ナル事ニ詰合タリトノ事ナリ（阿部印）」

〔昭和十三年 学務課 教育法人 第一種 冊の九十七

321  
B<sup>7</sup>  
6〕